

## [事案 2020-368] 保険料返還請求

・令和3年11月15日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、1か月分の保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和2年10月に既契約（以下「満期契約」）が満期を迎えることから、同年9月に組立型保険を契約したが、申込日から保険期間が開始されたため、満期契約と約1か月間保障が重複し、そのため保険料も重複した。本契約の加入にあたり、募集人に対して、無駄なものは省きたいと再三伝えていたが、満期契約と重複することの説明がなく、説明があれば、保障が重複するような加入の仕方はしなかったため、保障が重複していた1か月分の保険料を返還してほしい。

### <保険会社の主張>

募集人は、満期契約と本契約が別の商品であり、保障期間が重複することおよび保険料も重複することを説明しており、また、保障期間が重複しないようにするため、本契約の申込みを遅らせる提案もしていたことから、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の募集人の説明内容等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められないが、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 保障期間が重複することに関する説明がなかったとまでは認定することはできないが、申立人は、本契約の加入にあたり保障の重複を避けようとしていたこと、本契約は満期契約の後の契約と認識していたことを踏まえると、保障や保険料が重複することを理解できていれば、加入日を遅らせるなどの対応をしていたと思われる。
- (2) そうすると、保障や保険料の重複についての募集人の説明が、申立人が理解できる程度に至っていなかった可能性は否定できない。